

# ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州における 学習指導要領（Richtlinie und Lehrpläne）の新たな示し方

～支援重点（Foederschwerpunkt）のガイドライン及び「身体と運動能力の発達」について～

国立特殊教育総合研究所 教育支援研究部 當 島 茂 登

## I はじめに

1994年の「サラマンカ宣言」が契機になり、世界各国で教育改革が行われている。ドイツでは1994年の文部大臣会議において「ドイツ連邦共和国の学校における特殊教育的促進教育に関する勧告」が決議された。また、同年ドイツ連邦共和国憲法が改正され、この基本法に基づいて現在各州において教育が展開されている。

本稿では、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州（以下、NRW州と記す）における学習指導要領（Richtlinie und Lehrpläne）の新たな示し方として、支援重点（Foederschwerpunkt）のガイドライン及び「身体と運動能力の発達」について情報を提供したい。

### 1 ドイツの教育の教育行政

ドイツは16州からなる連邦共和国である。ドイツ全体を統轄する法律のほとんどは連邦法により定められている。伝統的に文化や教育に関する行政施策は各州の権限の下に行われている。初等中等教育学校などの教育行政に関するものは各州政府の管轄の下にある。ドイツでは基本的には地方分権によって教育行政が進行されているので、州毎によって教育制度や学校の名称なども異なっている。特殊教育に関する具体的な施策においても、各州が独自に行っている。各州の文化的、経済的、社会的、地理的な背景により異なった取組が展開されている。

これがドイツの教育行政の大きな特徴の一つであるといえよう。

## 2 ドイツの学校制度の概要

ドイツの義務教育は日本と同様に6歳から始まり9年間（10年間の州もある）である。6歳時点で日本の小学校に当たる基礎学校（Grundschule）に入学する。基礎学校を終了する10歳の時点で基幹学校（Hauptschule）、実科学校（Realschule）、ギムナジウム（Gymnasium）、総合制学校（Gesamtschule）の中から一校を選択をする。総合制学校（Gesamtschule）は学校改革の一環として設けられた学校で、障害のある子どもが在籍しているところもある。

## 3 ドイツの学習指導要領

ドイツにおける障害のある子どもの学習指導要領（Richtlinie und Lehrpläne）は、障害種別また学校種別に示されてきた。最近の傾向として、ドイツのいくつかの州では支援重点学習指導要領（Lehrplan zum Foederschwerpunkt）が示されている。

例えば、ドイツの北部に位置するシュレシエヴィヒ・ホルシュタイン州（以下、SH州と記す）では、1990年の学校法の改訂により統合教育への方向性が規定された。SH州では、障害種別の学習指導要領はなく、通常学校の学習指導要領を用いることを基本としている。2000年8月の学習指導要領の改訂で、以下の支援重点が示された。この支援重点は、「学習」、「ことば」、「情緒社会的発達」、「知的発達」、「身体と運動発達」、「聴覚言語」、「視覚」、「自閉的」、「病気」の9つの分野で構成されている。これは特殊学校だけでなく、通常学校に在籍している障害のある子どもにも使用される。

またドイツの西部に位置するノルトライン・ヴェストファーレン州では、学習指導要領の改訂は必要に応じて改訂してきている。最近の改定では教育の質の向上を図る目的で、個別の支援計画(Individueller Foerderplan)がその中に位置付けられた。

NRW州において2004年8月から実施されている新学習指導要領には、以下の支援重点(Foederschwerpunkt)が示されている。その支援の重点は、「知的発達」、「聴覚とコミュニケーション」、「身体と運動能力の発達」、「学習」、「視覚」、「感情の発達と社会性の発達」、「言語」、「長期病欠の場合の教育」、「自閉症におけるコミュニケーション能力の発達と行動の発達」の9つ分野で構成されている。

以下に、NRW州の基本的な枠組と支援重点のうち「身体と運動能力の発達」について示す。(以下の文の中の○印は筆者による)

## II NRW州の学校における特殊教育的支援に対する枠組基準及びガイドライン

### I 部 特殊教育的支援に対する枠組の基準

この枠組基準は、学校における特殊教育的支援に対して拘束力を有する。この枠組の基準の適用対象は、すべての支援重点、すべての学校形態、早期支援が学校の責務の一つである限り、早期支援を含むすべての学校教育段階である。

この枠組基準は、次の各重点に対するガイドラインの中で実現される。支援重点は以下の9つの分野である。「支援重点：知的発達」、「支援重点：聴力とコミュニケーション」、「支援重点：身体と運動能力の発達」、「支援重点：学習」、「支援重点：視覚」、「支援重点：感情の発達と社会性の発達」、「支援重点：言語」、「支援重点：長期病欠の場合の授業」、「支援重点：自閉症におけるコミュニケーション能力の発達と行動の発達」。

#### 1. 特殊教育的支援の目的及び任務

特殊教育的支援は、自己の個人的可能性にふさわしい教育及び訓練に支障のある児童並びに青少

年のほか、障害を負うおそれのある児童及び青少年のために役立つものである。この支援は、このような児童及び青少年が、学校及び職業における統合、社会参加並びに自己決定による生活設計の範囲を広げるとともに、社会における権利の擁護及び義務の履行のための能力を発達・向上させることに照準を合わせている。またこの支援には、可能であれば、障害及びその影響の緩和又は代償も含まれる。

特殊教育的支援のための枠組基準及びガイドラインは、人間の個人的な特徴として障害を理解するだけにとどまらない。これらの枠組基準及びガイドラインは、障害を常にそれぞれの生活世界との関連において理解しなければならないことを示している。

個々の人間固有の条件は、世間への自己決定に基づく関与及び個人の行動能力の発達の可能性を決定する。このような条件には、肉体的・精神的損傷のほか、例えば被暴力経験や放任による非行化のような個人の経歴に基づく損傷も含まれる。

このような損傷は、行動能力の発達や積極的な社会参加を可能にする手段に制約を与えることによって障害を引き起こす可能性がある。障害と、それが行動能力及び社会参加に与える影響とは、相互に作用し合っている。

障害に対するこうした理解は、教育行動に影響を及ぼしている。教育行動は、生徒の受けた損傷ではなく、彼ら一人一人の生活環境及び学習環境を特殊教育的支援の中心に据える。

特殊教育的支援を必要とする生徒の訓練及び教育は、原則的にすべての学校の任務であり、基本的に一般的教育活動と異なるものではない。特殊教育では、個々の障害に応じた支援ニーズに合わせた専門知識が教師の側から投入される。したがって特殊教育的支援とは、個々別々の障害という条件の下で訓練及び教育を多様化し拡充することを意味している。この特殊教育的支援には、次のような基本的な行動領域が含まれている。

○障害の条件構造の認識とその分析

○特殊教育的支援の必要性の確認及び学習プロセスと並行して行われる診断

○学習指導計画の基準の枠内における、個人個人

の学習能力及び達成能力に応じた学習状況の設定

- 多様な社会的関係の開始及び可能性
- 個々の障害に応じた補助具及び媒体による学習プロセスへの支援
- 学校での学習に関する、障害及びニーズに即した建築上・空間上の要件の認識及び考慮

## 2 特殊教育的支援の必要性和個別支援計画

特殊教育的支援を必要とする生徒が、個人個人の学習能力に即して学校が提供する教育を利用することができるよう、特殊教育的支援ニーズの確認手続の中で、適切な支援のための基準が調査・確定される。この目的のため、次のことに関する情報が収集される。

- 基本的発達領域(運動能力、知覚、認識、言語、モチベーション、コミュニケーション、双方向的交流、情緒性、創造性)における支援の必要性
- 学校の学習要求及び社会化要求に対する児童ないし青少年の技量及び能力
- 様々な状況及び様々な人々との付き合いにおける児童ないし青少年の行動、問題解決行動並びに行動目標
- 生活環境における発達促進条件及び発達阻害条件

診断の結果は、教育コンセプトに組み込まれ、個別の支援計画によって実行される。学校の支援が進行する間に、学習プロセスと並行して行われる診断が、初期診断に基づいて展開される。学校の支援の範囲内で観察から得られた情報及び知識は、以後の支援のほか、診断の現況に合わせた見直しに生かされる。

個別の支援計画は、特殊教育的支援の質の改善及び保証のために不可欠であり、各々の生徒について策定することが義務づけられている。

教員会議において全会一致で採択された支援計画の展開及び見直しは、個々の生徒の支援ニーズ及び支援目的について、効果的で時間を節約した分析を可能にする。

個別の支援計画は、学年会議ないし教育段階会議のレベルにおいて教師陣が討論する中で展開される。

診断及び支援に関与するすべての者は——また可能かつ必要である限り、生徒及びその両親も——支援計画の策定、評価並びに継続の見直しに参加を求められる。

## 3 特殊教育的支援—訓練と教育

訓練と教育は、密接に結びつき合い、かつ相互に関係し合っている学校の任務である。一般の学校で基本方針及び学習指導計画に基づいて行われているような学校での学習は、基本的に特殊教育的支援の枠組においても有効である。

特殊教育的支援を必要とする生徒の生活状況からは、次のような特有の任務が生じる。

- 障害のある児童及び青少年は、異なった生活環境の中で成長し、異なった学習経験をする。発達に必要とされる知覚経験、動作経験及び学習経験は、非障害児であれば、就学前の学習、学校外の学習、又は機能的な学習を通じて——どちらかというついでに——積むことができる。これに対し、特殊教育的支援を必要とする生徒に対しては、こうした学習経験を学校での学習として計画しなければならないのが通例である。
  - 知覚と動作の相互作用としての運動能力は、学習の基礎であり、個人的・社会的な学習プロセスを可能にする。ゆえに知覚経験及び動作経験は、人格を発展させ、世界を開くための基盤を形成する。
  - 基本的な発達領域において、発達プロセスは遅れるか、又は偏って進行する。それにより、内容、方法及び特別な学習の仕組みに基づく個別の有益な学習形態に従事する必要性が生じる。
  - 特殊教育的支援を必要とする青少年は、成年者として、職業世界及び個人生活の中で個々の障害特有の問題に遭遇する。ゆえに、職業選択における手引のほか、各人固有の形に設定されれば完全に自立した生活を送るための準備が、支援の中心的な構成要素になる。
- 障害のある生活の条件、経験及び可能性のテーマごとの見直しは、教育及び訓練という任務に固有の部分である。そこから生じる任務は、学習状況の設定段階及び目標決定・内容決定段階で次の



ように具体化される。

- 児童及び青少年、彼らの習得プロセス及び学習成果の継続的な観察においては、学習行動を理解し、学習の成果を認識し、学習の進歩を可能にすると同時に保証し、教員の行動の変化の影響及び有効な介入を観察し、教員の行動について帰納的推論を行うことが重要である。
- 計画されている教育プロセスの構成要素となる基本的発達領域の分離及び結合に対する提案を作成する。この教育プロセスでは、感情・認識・運動・コミュニケーション・社会の各プロセスが、相互に作用し合う中で学習及び人格発展のための可能性を共同で形成する。
- 訓練及び教育は、教育対象を、年齢及び発達に応じて、かつ支援の重点に即して現実的に扱うことを可能にするよう計画する。
- 訓練行動は、社会的関係における生徒の共同決定及び自己決定の原則に基づいてその方針を決定する。生徒は、学校の周辺環境の構成に組み込まれる。たとえ極めて限定的なコミュニケーションの試みでも、それらはすべて受け入れられ、社会プロセスへの自発的な参加のために利用される。

個々の支援ニーズは、一般の学校の基本方針及び学習指導計画による拘束の度合いを決定する。逸脱は、支援ニーズに基づくものである限り、正当と認められる。一般の学校の修了を目指した努力がなされている場合は、特殊教育の支援を必要とする生徒に対しても、相応の基本方針及び学習指導計画が拘束力を持つ。

支援の重点「学習」においては、基礎学校及び基幹学校の基本方針及び学習指導計画に準拠した独自の学習指導計画が教育の基盤となる。

支援の重点「知的発達」においては、支援の重点に基づいて作成された独自の内容が教育の基盤となる。

感情的発達及び社会的発達の分野において支援を必要とする若干の生徒には、時限的かつ特殊な教育内容及び組織形態が必要である。

#### 成果の達成を目指す訓練－成果の評価

特殊教育の支援を必要とする生徒にとって、努

力や成果の達成に積極的な意欲を持たせる訓練は、自分の能力を信頼するために欠かせない前提条件である。

学校の任務は、生徒が自分の能力を現実的に評価する手ほどきをすることである。達成した成果について励ましたり、それを認めたりすることにより、学習及び成果の達成に対する前向きな雰囲気を作り出される。

結果を評価するための基準は、各々の支援の重点に基づく基本方針及び学習指導計画の要求、学習プロセスの成果並びに個人個人の努力及び学習の進歩である。

成果に対する要求が一般の学校の学習指導計画に準拠している場合は、成果の認定及び評価にあたり、その指導計画の原則が適用される。この原則の中には、一般の学校における教育プロセスに関する命令と関連した一般学校令の基準が含まれる。必要がある場合には、方法や特別援助を選択して障害に由来する支障における不利益を埋め合わせることにより、成果の達成及び裏付けが可能になるよう保証しなければならない。

特殊学校と一般の学校との間を移行する場合、また修了書が付与される場合には、成果確認及び成果の審査に対する基準並びに方法を、一般の協力校と話し合って策定する必要がある。

支援の重点「学習」並びに「知的発達」における成果の確認及び評価を行うために、個々の基本方針及び学習指導計画並びに個別の支援計画に基づく学習の進歩が調査され、学習の成果が記録される。

#### 4 援助措置

相当数の生徒には、支援のための援助措置が必要な場合がある。このような措置に含まれるのは、治療及び養護のほか、補助具の供給における協力である。これらの措置は、場合によっては教育に統合されるか、又は例外的に学習指導計画に基づく教育にかかわりなく、個々別々の段階で準備・実行される。

治療という観点における学校の任務は、次のことを目指している。

- 治療の必要性を認識し、両親に然るべく助言す

る。

○学校内で治療専門職員によって実施される治療は、教育活動及びその他の支援方法に調和させる。

○学校外の療法士とは、可能な限り連携して行動するために、情報及び観察内容を交換する。

健康リスクを予防するための養護は、養護職員が専門知識に即して行わなければならない。一般的な種類の養護援助及び自立的な養護援助は、学校の就業者全員によって行われる。私的領域への介入には、状況を慎重に設定する必要がある。

相当数の児童及び青少年の場合、関係及びコミュニケーションの構築が、さし当たり、養護時のスキンシップを通じてしか可能にならない。このような場合、養護は教育行為の重点及び教育の一部になる。

教育及び訓練、治療並びに養護の調和は信頼性のある方法によって保証しなければならず、その方法には行為者全員が参加しなければならない。医学的指示（例えば投薬、水泳講習への参加）の実行及び遵守に対する責任は、教育権者の合意の下で定められる。

学業に際して補助職員が援助任務を遂行する場合、その職員は、自主的な任務遂行に対する資格を有していない限り、適切な指導を受けなければならない。

学校は、必要とされる技術的補助具を入手すべく努力し、個々の生徒の世話をする際に助言し、教育の中で習慣を身につけさせる。また学校は、自らの経験を、個々の事例に応じた補助具の開発に取り入れる。

スペース及び設備に関する条件は、調査・確認された特殊教育の必要性に基づく教育を可能にするとされている。

## 5 特殊教育の支援の形式と場所

特殊教育の支援を必要とする児童及び青少年に対する学校の支援という任務は、あらゆる学校形態——一般の学校及び特殊学校——並びに学校教育段階を対象とする。

特殊教育の支援の実現は、次のような手段によって行われる。

○例えば、支援の重点「視覚」並びに「聴覚とコミュニケーション」の領域において、教育的早期支援として学校の特殊教育的責任に属する就学義務開始前の措置

○特殊学校又は一般の学校における訓練及び教育

○職業生活及び成人としての生活への移行時における特殊教育相談

予防措置又は教育的早期支援措置の使用が早ければ早いほど、その措置の有効性は高い上、後々まで持続する。

初等教育段階並びに前期中等教育段階及び後期中等教育段階の学校における特殊教育の支援は、様々な構成形式で——特に次のような方法によって——行うことができる。

○共同教育又は特殊教育の支援グループでの一般の学校への通学

○特殊学校への通学

特殊教育の支援の構成形式は、生徒、教師及びその他の職員の構成、学習グループの大きさとそれに伴う生徒の送迎並びに設備的な基本条件によって異なる。

この相違は、学習状況の設定、内容決定、教師とその他の職員との専門的知識の交換及び学内の支援システムの構成に影響を及ぼす。

## 6 協力と助言

協力及び助言は、特殊教育の支援の関係者全員の能力及び専門知識を利用し、強化し、知識を伝達し、また利用可能な資源・資金をできる限り有効に使用することを目的とする。

特殊教育の支援を必要とする児童及び青少年の場合、支援プロセスの参加者全員の意見調整、申合せ及び情報交換が大いに必要となる。教師、養護職員及び療法士は、共同して話し合いを行う。この共同作業は、個別の支援計画の共同作成及びその時々の問題の克服に役立つ。両親は、助言に関する事柄及び支援計画の策定に最初から関与を求められる。

学校の受入能力及び努力では克服できないおそれのある問題を解決し、家庭への支援措置を実施し、また必要に応じた生活設計の可能性を開くために、学校は、学外の機関とのコンタクトを求め

ている。特にこれらの機関の治療的支援、養護的支援及び社会的支援は、取り入れることができる。

特に少年援助をはじめとする様々な措置の実施機関並びに物的給付及びサービスの実施機関との協力は、個々のコンタクトを超えたネットワークの構築を目標に置くものである。このようなネットワークは、支援活動と援助活動の間、またこれらの活動と学校との間を調整し、利用可能な専門知識及び資源・資金を有効に投入し、利用することを可能にする。

青少年の中には、学校からの卒業後も特殊教育相談を必要とする者がいる。学校は、自らの可能性の範囲内で、この特殊教育相談の遂行及びそのような青少年の継続的な支援ネットワークへの組み込みを可能にするコンセプト、手段及び方法を開発する。

助言及び協力にあたり、特殊教育者は、自己の専門知識を他校に提供する。ネットワークは、他の協力者との間に構築され、維持される。学校が自校の助言システム及び協力システムを絶えず刷新できるようにするためには、その助言努力及び協力努力の効果に関するフィードバックが必要である。学校の具体的な助言任務及び協力任務を引き合いに出す方法は、信頼できる情報を得るのに役立つ。

外部協力者を交えた学内の委員会及び会議においてテーマ、内容、要求及び判断基準について専門的に理解することは、特殊教育支援の関係者全員が内省し、新たな展望を展開することを可能にする。

基本方針及び学習指導計画の基準は、科目／学習分野における教育に関する専門会議において、また教育活動の中で具体的に定められる。

## 7 質の向上と質の保証

特殊教育支援の質には、教育行動単位としての個々の学校の活動が決定的な影響を及ぼす。すべての学校は、系統立った学校組織開発によって自らの活動の質、ひいては授業の質を向上させ、保証する使命を課されている。この使命において、学校は次のことも視野に入れる。

○教育及び学校活動のその他の分野の特性（プロセスの質）

○教育の効果をはじめとする学校活動の効果。すなわち知識及び能力の領域における成果並びに訓練の効果（成果の質）

○特に人的資源及び物的資源の具備状況並びに教員の質及び採用などが表しているような、個々の学校の枠内では限定的な影響のみ与え得る学校活動の基本条件（背景の質）

質の向上及び保証の重要な手段は、学校教育プログラムの作成作業及び評価である。特殊教育支援の質の向上及び保証には、学内においては協力及び共同責任の風土が、また対外的には学校監督、学校運営者及び学外の学校協力者との協力が必要である。

### 学校教育プログラム

学校組織開発は、特殊教育支援を必要とする生徒に対する教育活動並びに訓練活動の質の向上及び保証の影響を受ける。学校組織開発は、関係者全員が開発・作成した学校教育プログラムに表示される。すべての学校は、自校の教育任務及び訓練任務並びに基本方針及び学習指導計画に基づき、自校の特殊教育活動の特別な目標及び重点を学校教育プログラムの中で設定する。生徒の特別な支援ニーズ、学校の現況及び学校周辺の地域環境も内容として記載される。同時に、学校教育プログラムは、特殊教育支援の進展のための目標及び行動コンセプト並びに評価形式も設定する。

### 評価

学校活動に関する情報の系統立った収集、分析及び価値判断としての評価は、自己確認、活動の系統立った進展及び対内的・対外的な説明の実行に役立つ。

特殊教育支援の領域における評価では、学校活動及び学習・指導プロセスの設定の成果に関する確認のようなすべての学校にとって重要な意味のある評価領域のほか、特殊教育支援領域における特別な目標、内容、手段及び活動方法に高い位置づけがなされている。

### 特殊教育支援における質の向上及び質の保証の特殊性

特殊教育支援の領域における学校教育プログ



ラム及び評価では、すべての学校及び活動領域に適用される任務のほか、特殊教育支援の領域における目標、内容、手段及び活動方法が適切に考慮に入れられる。これに該当する主なものは次のとおりである。

- 特殊教育支援ニーズの調査及び評価報告書の作成
- 個別の支援計画の開発及び見直し
- 学習プロセスと並行して行われる診断
- 治療、養護及び補助具の供給協力の必要な生徒に対する援助措置と教育及び訓練との結合
- 教員、療法士及び養護職員並びにその他の支援職員の協力に対する特別要求
- 特殊教育支援を必要とする生徒に対する成果達成を目指す訓練及び成果の評価の特殊性
- 協力及び助言

### Ⅲ NRW州の支援の重点「身体及び運動能力の発達」に対するガイドライン

NRW州の支援重点は9分野で構成されており、その内で肢体不自由教育に関連した支援重点として、「身体及び運動能力の発達」を取り上げた。その内容は以下のとおりである。

- ①目的と任務
- ②特殊教育支援の必要性と個別支援計画
- ③特殊教育支援－訓練と教育
- ④援助措置
- ⑤特殊教育支援の形式と場所
- ⑥協力と助言
- ⑦質の向上と質の保証－個別支援計画

#### 1 目的と任務

支援の重点「身体及び運動能力の発達」という領域における特殊教育支援の目的は、既存の身体及び運動能力における障害のある生徒の学習プロセスをサポートすることである。その中には、生徒が、自己責任による自立した意義深い生活設計並びに社会における権利の擁護及び義務の履行に対する知識を發展させ、拡大するよう支援する任務が含まれている。

特殊教育支援には、動作を容易にするような

治療・養護上の観点を養育及び教育に取り入れるという任務がある。特殊教育支援では、日常生活状況をできる限り自分で克服し、また彼らの行動の可能性を拡大するための個別の援助を利用することが不可欠である。

この支援の重点における訓練及び教育は、学校での学習及び学校の卒業、社会的関係の構築及び拡大、自己の達成能力の現実的な評価並びに障害のある生活の設計に際して生徒を支援するという目的を追求する。訓練及び教育は、この目的のために、発達及び状況に関連した適切かつ意義深い行動領域を開拓すると同時に、感情能力、認識力、運動能力、コミュニケーション能力及び社会的能力を安定化させ適切に発揮させるための枠組を提供する。

#### 2 特殊教育支援の必要性と個別の支援計画

身体及び運動能力の発達の制約は、ほとんど目立たない形から極端な形まで幅がある。認識に関する発達障害とコミュニケーションに関する発達障害は、同程度に顕在化する。これらの特徴と情緒性及び社交性とは、相互に複雑に作用し合っている。

特殊教育支援の必要性の調査では、児童又は青少年の行動に関する情報が周辺環境条件と関連づけられる。これらの情報は、この関連性において収集され、描写される。周辺環境条件に属する主なものは、住環境、家庭状況、両親の養育スタイル、社会参加、公的サービスの提供並びに通院による医師の治療、入院、投薬及び食事療法である。

学校医の鑑定は、日常に近い観察状況における既存の能力範囲の明確な描写によって補足される。このとき、児童が自発的に開発した、又は就学前に取得した克服方法は、その後の発達のきっかけとなる。

進行性の病気に罹患している生徒及び平均余命が限定されている生徒の特殊な生活状況は、生活設計並びにその時々々のニーズの扱いにおいて集中的な教育相談を必要とする。

個別の支援計画は、知覚領域及び発達領域における個別の支援ニーズに関する情報並びに学習環

境及び生活環境に関する情報を、専門的な要求に結びつける。

個別の支援計画は、在学期間全体にわたって継続的に評価され、見直される。定期的な刷新は、特殊教育の支援の成果の恒常的なチェックに役立つ。

個別の支援計画は、学業上の進路決定の基盤でもある。

### 3 特殊教育の支援—教育と授業

特殊教育の支援は、個別の支援計画に基づいて行われる。訓練及び教育における個別の支援計画実施の基盤となるのは、一般の学校の基本方針及び学習指導計画並びに支援の重点「身体及び運動能力の発達」のためのガイドラインのほか、場合によっては他の支援の重点のガイドライン及び学習指導計画である。援助措置は、特殊教育の支援と同時に実施することができる。

個々の目標及び内容は、学習プロセスと並行して行われる診断に基づいて定められ、生徒それぞれの能力、得意な点及び関心に結びつけて実施される。教育及び授業は、生徒の身体及び運動能力に関する損傷、それによって効力を生じた可能性のある障害並びに社会的・社会的な状況において出現した支障を考慮に入れる。

すべての支援の場では、建築及び技術、日常の学校生活のスペース的・時間的構成により、上記の原則に則した生徒の支援を可能にする枠組を用意しなければならない。通常は障害によって限定されている動作能力は、学習対象及び社会的状況を新たに経験することによって——特に体験学習によって——拡大する必要がある。

運動教育においては、既存の行動計画及び方針が採用される。この中には、体質的条件の安定化及び改善や身体を通じた自分自身の知覚のほか、たとえ微々たるものであるにせよ積極的な環境開拓能力の開発をはじめ、多種多様な——たとえ中程度であっても——開拓された環境へのアクセスに至るまでの、身体に近接した空間における訓練及び教育の提供が含まれる。

これにより、特に支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象となる生徒のためのスポーツ教

育において、特別な支援の可能性が生じる。「スポーツと運動教育」という科目における教育は、学校スポーツの枠組基準に従って行われるが、この教育独自の方法の適用範囲内で、支援の重点の要求を考慮に入れている。

### 能力

言語行動における基本的能力の獲得により、支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒は、状況に即して対話をし、話者の戦略を手に入れ、自己の言語能力、自己の要求及び利益を自意識を持って知覚し、表現する能力を身につける。この能力は、重障害者の限定的なコミュニケーション能力に対する——治療の提供を含めた——周囲の人々の感受性の強化から言葉による言語の使用に至るまで多岐にわたっている。この言葉による言語の使用には、言葉による言語を補充する、又はその代用となるシステム（ジェスチャー、文字、補助的なコミュニケーション手段、身体そのものが発する合図、身体そのものを用いた「はい」や「いいえ」に相当する合図、特定の目的をもった視線の動きや指さし、写真、図解及びシンボルを用いたコミュニケーションボード並びに音声の出る電子式コミュニケーション支援装置）が含まれる。

コミュニケーション支援は、書き言葉の習得のために重要な意味を持つ。情報入手及び情報交換のための新技術の徹底利用により、生徒の自立性を強化し、自主的な書き言葉の使用を支援することができるようになる。

感情能力及び社会的能力は、生徒の関係構築力を発展させる。この関係構築力は、スキミングを認容できるようになることから多様な社会的状態の積極的な構築に至るまで、また行動能力が多くの場合制限され阻害されていることによる単なる感情の表現から自己及び他人の感情に対する反射作用に至るまで多岐にわたっている。安定感、安心感及び信頼感をもたらす学習環境は、生徒が感情を込めて意見を述べることを容易にする。また生徒は、援助を受け入れ、系統立てて整理し、範囲を設定し、関係の強さを自ら決定する能力も身につける。

自己の損傷、欠陥及び社会的障害に可能な限り



自主的に付き合うことは、教育的取組の一つである。様々な支援システムが紹介され、その利用法が習得される。

### 授業形態と方法

方法の選択にあたっては、個人個人の特殊教育の支援の必要性のみならず、専門教育上の要求も考慮に入れられる。この要求は——たとえわずかであっても——自発的な能力の掘り起こしからほぼ完全な自己管理まで多岐にわたっている。

開放的な授業形態は、自発性、決定能力、自己評価並びに自己の能力及び強みへの信頼を促進し、支援する上、自発的学習、計画策定能力及び進んで責任を引き受ける姿勢を手ほどきし、推進するのに適している。

授業形態とその組織は、生徒一人一人の学習要件に合わせて整備される。教育形態とその組織は、運動能力、知覚力、認識力及び対話能力を考慮に入れる。脳器質性疾患を持つ生徒における学習行動の特殊性、例えば病気に由来する休業期間によって変化した生活状況及び学習状況、負担に対する耐久力及び能力の変動、就床、緊張緩和、日々の進行の安定したリズム化のようなその時々々の要求、例えば手術後の時間構成及び負担のリズム化の変化により、教育を最大限に多様化することが必要となる。

養護状況を慎重に考慮し利用することは、運動能力及びコミュニケーションの限定度に応じたすべての行動領域において特別な意味を持つ。「特殊教育の支援の必要性の確認手続及び学校での支援の場に関する決定（VO-SF）」の第8条に定められているような特に支援ニーズの高い生徒の場合、特殊教育の支援と賦活養護による支援との区別がもはや不可能であることが多い。このような生徒については、支援計画に定められた賦活養護が、特殊教育の支援を補足するか、又はその代用となる。

進行性の病気に罹患している生徒に対し、学校は原則的に同等の教育を提供する。提供される教育は、個人個人の生活状況に応じて多様化しなければならない。様々な死との遭遇は、支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒の極めて重要な経験の一つになることが非常に多

い。このテーマは、状況的・年齢的に適切に教育の中に取り入れられる。

### 成果達成を目指す訓練—成果の評価

達成意欲及び努力に対する意欲を持たせるための教育は、すべての行動領域並びに発達レベルにおいて開始される。この教育は、個々の学習要件の明確化及び発達プロセスに影響を与える障害要素の分析に基づくものである。この明確化は、生徒が自分独自の能力を構築し、代償能力及び代償技術を強化するために利用することのできる支援プロセスの基盤となる。

個別の行動計画と行動実行の具体的可能性との間にしばしば生じる開きは、適切な遂行行為を困難にするものである。成果達成のための訓練の重要なきっかけは、成果達成のモチベーションの強化のみならず、最大限の自己責任をもって自己の障害と付き合うことにもある。

個人個人の解決方法及び活動の成果を価値評価しながら受け入れることは、創造性を推進すると同時に、勇気を与え、達成を支援する教育の不可欠な要素である。単独で、又は他の者と共同で成果を達成できるという経験は、生徒の自意識と自信を高め、ひいてはより高度な要求に立ち向かう意欲を引き上げる。

成果に対する要求が一般の学校の学習指導計画に準拠している場合は、その学習指導計画の成果認定・評価の原則が適用される。

成果の審査手続においては、方法又は特別援助を選択することにより、支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒による成果の達成及びその裏付けが可能になることを保証しなければならない。

またこの場合、卒業が一般の学校の卒業と同等であることを保証しなければならない。

特殊な補助具の供与、様々な時間基準の設定又は任務の選択は、個人個人の支援の必要性を根拠としていなければならない、また支援計画に記載されていなければならない。

この点については、特に次のような措置が用いられる。

○例えば、特別な筆記システム及び合図システム、電子式のコミュニケーション支援装置、適

切な家具、座位／立位支援具又は臥位支援具のような適切な技術的補助具、器具を用いた補助具、整形外科的補助具の使用

- 課題設定、作業手段、例えば材料の変更による拡大、縮小、固定若しくは安定化の中間見直し。彩色されたデザイン
- 口頭及び筆記による課題遂行のための延長時間の割当て。割り当てられる延長時間の長さは、個人個人の支援ニーズに応じ、成果の評価プロセスに関与する者の間で取り決められる。
- （クラスでの作業以外の）成果の確認を視野に入れた個人個人に適した多様な作業形式の提供。例えば宿題としての筆記作業、口頭での研究発表、分業によるグループ作業、実際的な作業の成果がこれに当たる。
- 可能な限り自発的な活動を維持する場合の筆記作業における人的援助  
学内の委員会及び所管の会議の中で、また学外の活動協力者（例えば協力校）とともに、成果の評価のほか、場合によっては個別の支援について専門分野の枠を超えた討論を行うことは、教育に携わるすべての者に省察と展望の展開を可能にする。

#### 4 援助措置

支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒に対する特殊教育的支援には、治療措置及び看護措置が含まれている。これらの措置の方針は、生徒に最大限に自己決定させる、という目標に従って定められる。

治療措置及び看護措置は、教育プロセス及び訓練プロセスに組み込まなければならない。これらの措置は、訓練活動、教育活動及び学校活動と並行して行われ、これらを補足し容易にするものである。またこれらの活動は、これらの措置によって初めて可能になることがしばしばある。

専門分野の枠を超えた重要な行動領域の主なものとは次のとおりである。

- 移動介助、動作の容易化及び就床介助
- 整形外科的補助具、技術的補助具及びコミュニケーション支援のための補助具の調達、調整及び使用

- （例えば食物の摂取、自立及び独立に際しての）機能的援助
- 健康管理及び予防
- 発声機能及びコミュニケーションの手ほどき
- 創造的能力の拡大
- 感情的支援及び安定化
- 行動能力及び社会的能力の開発
- 学校修了後の生活状況への準備
- 教育権者との協力

治療は、生徒の発達に重要な貢献を果たす可能性がある。理学療法、運動療法及び言語治療のほか、その他の治療も特殊教育的支援を補足し下支えすることができる。治療は、職業訓練教育を受けた専門職員によって、教育状況のみならず、個別の状況及び小グループにおける状況の中でも、補助的に実施される。

診断、治療の目的及び治療措置の決定並びに実行にあたっては、医学的必要性のほかに、教育的・心理的・社会的観点も常に重要な役割を果たす。治療の方針は、常に生徒一人一人の生活状況及び必要状態に合わせて定められる。療法士には、その者が世話を受け持つ生徒の学内及び学外の日常生活に関する情報が提供される。

支援の重点「身体及び運動能力の発達」の特殊教育的支援を必要とする生徒における一般の看護は、自己の身体に対する積極的な知覚及び経験の発達に役立つ。この看護に属するのは、飲食時、身体介護時及び衛生処置時の介助である。この場合、看護は、個人の健康の基盤、ひいては教育及び治療への積極的参加のための基本条件を作り出す。特に肌に直接接触れる身体介護をはじめとするすべての看護措置においては、プライバシー及び尊厳を遵守しなければならない。

活性化の看護は、多くの生徒に対し、生命維持に必要な要求に対する基本的供給を保証する。活性化の看護は、計画的な教育行為であり、支援計画に含められる。

さらに、導尿、呼吸管理、ゾンデ検査、打診、吸引、投薬のような医学的治療看護は、職業訓練教育を受けた看護職員によって安全に実施される。教師は、医師から両親に委託され、かつ職業訓練教育を受けた看護職員を要しない医療援助

を、両親の明確な希望があれば、任意ベースで遂行することができる。

適切な空間的・物的設備は、効果的な特殊教育の支援の要件である。このような設備に含まれるのは、空間計画の中で一般の学校向けに設定される専門スペース、グループスペース及び機能スペースのほか、特に多様化措置、助言措置及び診断措置実施のためのスペース、治療スペース及び体操スペース、車いす及び治療補助具の保管場所、機能的な衛生・看護室である。

身体及び運動能力に障害のある生徒は、自己の学習能力及び行動能力に即した教材並びに用具を必要とする。これらの教材及び用具の使用には、大半の場合、個人個人に合わせた調整が必要である。効果的な学習及び日々の課題の処理には、補助具、技術的支援装置及びニューテクノロジーが、次のような観点から重要な意味を持っている。

- 限定的な行動能力の代償
- コミュニケーションにおける言語能力の補足又は代替
- 自立性及び行動能力の増大
- 自発的活動の拡大
- 自己の創造性の直接の実行
- 労働及び職業に関する技術の向上

「特殊教育の支援の必要性の確認手続及び学校での支援の場に関する決定（VO-SF）」の第8条にいう最重度の障害のある生徒の訓練及び教育は、特別な空間的・物的装備を必要とする。このような装備に属するのは、特に次のものである。

- 休息及び就床手段が特別に装備された教室
- 医療技術的補助具及び電子的補助手段を含む基本的設備
- 動作及び運動の領域における介助
- 食物摂取時の介助
- 特殊な機能スペース（例えば浴室、音響スペース、特定の目的を持った運動訓練のためのスペース、温浴療法器、リラクゼーションルーム）

技術的支援装置及びメディア設備の基準は、技術及び科学の発展に時間的に即して更新される。

## 5 特殊教育の支援の形式と場所

支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である児童、青少年及び若年成人の特殊教育の支援は、一般の学校、特殊学校又は職業訓練の領域において実施することができる。

### 一般の学校における教育及び授業

共同教育は、住居に近い場所での就学の可能性を提供し、障害を持たない生徒との共同生活及び学習を通じて社会的統合に重要な貢献を果たし得るものである。そのための前提条件は、支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒を統合し、彼らの限定的な動作能力並びに様々な学習方法及び学習能力に配慮し、学校の態様をそれに合わせて適切に整備することに対する一般の学校の自己理解である。

支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である個々の生徒のための教育内容の選択は、学習グループ全体の興味及び要求に従い、個人個人の支援ニーズに基づいて行われる。生徒の特殊な生活状況から生じた教育内容も採用される。学習グループに対する教育は、柔軟な組織という形で、機能的統合及び社会的統合という観点の下で行われる。

一般の学校において、支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒は、特別な支援措置が用意されていれば、特殊教育の支援グループの中で学習することができる。個々の学校のコンセプトは、障害を持たない生徒との共同の学習状況ができる限り沢山実現されることを保証するものでなければならない。

一般の学校及び身体障害者のための学校の教師が意見を調整して協力し合うことが是非とも必要である。

### 特殊学校における教育及び授業

初等教育段階及び前期中等教育段階の領域における身体障害者のための学校は、全日制の学校である。後期中等教育段階の領域では、学校は全日制学校として運営することができる。全日制の学校は、全日制教育の枠内で小規模な学習グループにおける総体的支援を可能にする。治療措置及び養護措置は、学校の支援コンセプトの統合された構成要素である。身体障害者のための学校の初等



クラスは、11年間の全日就学義務の構成要素である。

個人個人の学習の進歩及び支援ニーズに配慮するため、学年制の原則は、独自の学校段階構築のために廃止することができる。教育は、すべての段階において、生徒の経験環境及び生活環境を考慮に入れながら、個別化し、行動を重視して構成される。

雑多な構成のクラスないし学習グループに最も障害の重い生徒をほぼ全面的に統合することは、その達成を目指して努力しなければならない点である。特別クラスの設置は、特定の教育状況において——又は時限的であれば——有意義たり得る。

支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒は、他の支援の重点に属する特殊学校に通学することができる。ただしこれは、さらなる発達のための別の支援ニーズが最重視され、そのような支援ニーズにはそちらの学校で最良の対応ができる場合に限られる。決定を下すのは学校監督である。

### 職業訓練領域における教育及び授業

学校修了後の生活状況に対する準備には、職業選択指導、労働及び活動、稼得労働をしない生活設計、より上級の教育の提供、住居、余暇及び関係構築、援助の組織化並びに死活にかかわる生活状況への対処などの領域が含まれる。

社会的相互関係における自己決定及び共同決定を可能にするため、特に次のような提供が行われる：

生徒は、学校修了後の生活状況への準備のための多様な教育を提供される。この提供は、卒業段階及びその他の学内の組織形態で、様々な科目において——ただし科目横断的な場合でも——プロジェクトの中でクラスや学年の枠を超えて行うことができる。治療の提供は、自己の能力評価の難しいプロセスにおいて生徒を支援するためのさらなる可能性をこの段階で開く。

身体障害者のための学校の修了段階では、生徒は、最終学年における自己の支援ニーズに応じ、行動を重視したプロジェクト及びプロジェクトを重視した計画を、変化した社会関係の中で実現す

る。ただしこのことは、学校の教育修了証の仲介に影響を与えない。

生徒は、多様な構成・設定になっている可能性のある複数回の企業実習により、様々な労働分野及び自分の行動能力について理解を深める機会を与えられる。この実習については、適切に予習及び復習がなされる。

例えば職業支援機関、地域労働局、商工会議所の相談所、手工業会議所、統合局、援護局、地域の事業所、障害者作業所、障害者職業訓練所、上級学校、余暇施設、教会、団体及び自助グループによる訓練・教育の提供、様々な住居の可能性並びにその他の役所のような施設や学校修了後のリハビリテーション及び助言の提供は、自分の居住地の枠を超え、教育の中でテーマとして扱われる。生徒及びその教育権者には、情報及び助言が早くから提供される。

特殊教育の支援は、後期中等教育段階で、支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒に対し、職業補習学校においては全日制学校の教育プロセス、職業訓練のための教育プロセス及び職業と並行して行われる教育プロセスによって、又は職業施設において行われる。

## 6 協力と助言

協力及び助言は、特殊教育の教師の専門知識や一般の学校の教師のそのような多様な専門知識を、対話、調査及び省察を通じ、特殊教育の支援のために利用できるようにすることを目的としている。

### 学校における協力と助言

支援に参加しているすべての者は、生徒の学習プロセス及び発達プロセスを支援する。個別の支援計画を作成する中で、訓練及び教育の目標及び内容並びに教授方法の原則が策定され、権限及び責任の範囲が取り決められる。支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒への支援は、多種多様な任務領域及び複雑な行動関係において遂行される。これには多職種のチームの信頼性ある継続的行動が必要である。このようなチームでは、次のような人々が協力し合う。

○特殊教育の支援を担当する教員

- 社会教育学又は手工芸若しくは家政学の職業訓練教育及び特殊教育の補足的職業訓練教育を受けた専科教員
  - 共同教育及び特殊教育的支援グループにおける一般の学校の教員
  - 場合により、様々な専門領域の療法士
  - 場合により、養護職員
  - 場合により、補助職員
- 特殊教育を担当する教師は、特に次のような責任を負う。
- 一般の学校の教師と協力した適切な支援場所に関する決定の根拠としての特殊教育的支援ニーズ確認手続の一環としての診断
  - 学習プロセスと並行して行われる診断に基づく個別支援計画の策定、実現、評価及び見直し
  - 訓練及び教育の計画策定、実施及び省察
  - 支援プロセスに参加している専門家との協力において、教育、訓練、治療及び養護におけるすべての支援措置の全体的支援コンセプトへの統合
  - 学習及び成果の評価
  - クラス担任の組織化及びクラス指導チームの教育活動のコントロール
  - 支援プロセスの関与者と協力して行う教育権者及び生徒への助言並びにこの協力の調整
  - 他の支援場所の専門家及び学外機関との協力
  - チーム活動、会議活動及び委員会活動におけるコンセプト面での貢献を通じた訓練及び教育の質の向上及び保証
  - 職業訓練教育、職能向上教育及び継続教育の一環としての任務の遂行
  - 専科教員は、特殊教育担当の教員と協力して、次のことに対する責任を負う。
  - 自己の職業訓練教育資格の枠内における訓練及び教育の計画策定、実施並びに省察
  - 個別の支援計画の策定、実現、評価及び見直し
  - 自主責任を負う教育の一環としての学習及び成果の評価
- さらに専科教師は、特に次のような任務領域に関与する。
- 支援計画に関与している専門家と協力して行う、教育権者及び生徒への助言

- チーム活動、会議活動及び委員会活動におけるコンセプトの考察という貢献を通じた質の向上及び保証

#### ○学外機関との協力

療法士は、生徒の身体及び健康の安定化、最大限の自立及び発達を達成するために、医師に指示された医学的治療を実施する。さらに、治療を必要とする生徒のために、教育への積極的参加に必要な要件を作り出す。治療及び養護の専門職員は、専門分野に関する助言並びに他の職員及び教育権者に対する指導を引き受ける。

補助職員は、専門職員の指導に従い、次のような所定の任務を遂行する。

- 養護、持ち上げ介助及び就床介助の領域における任務
- 生徒の訓練及び教育の介添え及び支援における任務（学外の学習場所並びに遠足及び学外旅行における任務も含む）
- 個人の補佐任務（共同教育における統合援助者としての任務も含む）

協力を確実なものにするため、学校内では調整協議が開催される。この協議の目的は、関係者の様々な観点を一つの支援コンセプトに統合することである。教育権者及び生徒は、個人個人の能力に応じて、このプロセスへの参加を求められる。

#### 教育権者との協力及び助言

教育権者と学校は支援に対して共同責任を負っているため、毎日の生活設計並びに学校及び治療に関する適切な要求という問題についての均一な理解が不可欠である。教育権者は、訓練活動及び教育活動に関して定期的に情報を受け取るほか、教育及び治療を参観する機会を得る。教育権者及び生徒には、可能な限り、すべての決定プロセスに参加するよう求めなければならない。そのほかの専門職員及び機関には、必要があれば助言を求めなければならない。

#### 他校及び外部協力者との協力及び助言

すべての生徒の最大限の発達を可能にするため、一般の学校制度に属する初等教育段階、前期中等教育段階及び後期中等教育段階の他校の職員のほか、職業補習学校及び他の支援の重点の特殊学校の職員との間では、継続的な協力及び助言が

行われる。

支援の重点「身体及び運動能力の発達」の対象である生徒の訓練及び教育には、多数の学外機関との協力が必要である。生徒一人一人のニーズにもよるが、特に教育的早期支援施設、その他の就学前支援施設、家庭医及び専門医、巡回で活動する理学療法士、運動療法士及び言語療法士、心理社会的機関、少年局、社会福祉事務所及び保健衛生局、教育相談所の職員、地域の学校教育カウンセリング機関、医療技術系のリハビリテーション関連企業並びに学校修了後のリハビリテーション・相談機関がこのような機関になり得る。

学校から職業生活への移行は、多くの生徒にとって極めて困難である。職業的統合及び社会的統合の一環として、職業教育施設及び労働行政機関と連携しながら学校修了後の相談のための機会を構築し、関係協力者と連携しながらその機会を保証していかなければならない。

## 7 質の向上と質の保証

質の保証措置は、教育プロセス及びその他の学校活動分野のプロセス並びにそれらの成果及び影響のほか、特殊教育支援の背景にまで及ぶ。

支援の重点「身体及び運動能力の発達」における活動の質の向上及び質の保証は、生徒の学習プロセスの支援が既存の身体及び運動能力の障害に対処する中で審査され、最適化されるという特別な意味で重要である。

プロセスの質の指標となるものは次のとおりである。

- 個別の学習プロセスの設定
- 例えば教育、治療及び養護の相互の連携、非教員との協力のような学内組織上のプロセス
- 教育段階内部の、また教育段階の枠を超えた教師陣の計画策定及び助言
- 生徒の進路の開発、特に支援場所の変更及び職業領域への移行
- 教育に内在する治療及び支援介護、それらの構成及び控えめな介助

評価形式に属するものの例は次のとおりである。

- 支援の省察及びさらなる展開の基盤としての個

別の支援計画の記録並びに評価

- 例えばポートフォリオ及び学習日誌における学習の成果の記録並びに評価
- 同学年のクラス、パートナークラス及び隣接クラス並びに隣接段階の教師陣の討論を通じた生徒の発達の教育段階内部における比較
- 様々な支援場所での、支援の重点「身体及び運動能力の発達」における学校活動のコンセプト及び発展の比較

## IV まとめ

ドイツは日本と同様に障害の種類や程度によって教育の場を規定してきた。最近の動向としては、子どもを特殊学校に振り分けるのではなく、個々の教育的ニーズに対応した教育制度の充実へと転換が図られてきている。この点は日本の今後の特別支援教育の展開に参考となると思われる。

本稿で示したNRW州の支援重点別の学習指導要領は、特殊学校だけでなく通常の学校に在籍している児童生徒に対しても使用されている。それは児童生徒が特殊学校と通常学校の学校間の移籍に関しても一定の条件を満たすことによって、柔軟に対応できるようになっている。

NRW州では、今回の支援重点別の学習指導要領により個別の支援計画（Individueller Foerderplan）の策定が義務付けられた。この策定の背景として、ドイツの文部大臣会議の勧告がある。NRW州の個別の支援計画は、日本の「個別の教育支援計画」ではなく、現在の盲・聾・養護学校の学習指導要領に規定されている「個別の指導計画」に類似したものであると思われる。ドイツでは特殊教育支援を必要とする児童生徒が、個々の学習能力に即して学校が提供する教育を利用することができるよう、特殊教育支援ニーズの確認手続の中で、適切な支援のための基準が確定されている。これらの診断の結果に基づき、教育コンセプトに組み込まれ、「個別の支援計画」によって特殊教育支援が展開される仕組みになった。「個別の支援計画は」、特殊教育支援の質の改善及び保証のために不可欠なものである。



前述のとおり、支援重点「身体及び運動能力の発達」という領域は、日本の障害種別では肢体不自由教育、運動障害に該当する。NRW州の支援重点「身体及び運動能力の発達」における特殊教育の目的は、既存の身体及び運動能力における障害を抱えた生徒の学習プロセスを支援することである。児童生徒が、自己責任による自立した意義深い生活設計並びに社会における権利の擁護及び義務の履行に対する知識を発展させ、拡大するよう支援する任務が含まれている。また、この特殊教育の支援には、動作を容易にするような治療的な側面を養育及び教育に取り入れるという任務がある。さらに、特殊教育の支援では、日常の生活状況をできる限り自分で克服し、また彼らの行動の可能性を拡大するための個別の援助を利用することが不可欠である。この支援重点における訓練及び教育は、学校での学習及び卒業後の社会的関係の構築及び拡大、自己の達成能力の現実的な評価並びに障害を持った生活の設計に際して児童生徒を支援するという目的が明確に示されている。この意味では「移行支援計画」が含まれる。

NRW州では、特殊教育の支援が、個別の支援計画に基づいて実施されている。個別の支援計画は、学業上の進路決定の基盤でもある。

本稿では、NRW州における学習指導要領の新

しい示し方として、支援重点の枠組基準とガイドライン及び支援重点のうち「身体と運動能力の発達」について紹介したが、今後の日本における教育課程及び学習指導要領の改訂に参考になると思われる。

#### 引用・参考文献

- 1) Rahmenvorgabe und Richtlinien für die sonderpädagogische Förderung in Schulen des Landes Nordrhein-Westfalen (2003)
- 2) Richtlinien fuer den Foerschwerpunkt Koerperliche und Motorische Entwicklung des Landes Nordrhein-Westfalen (2003)
- 3) 當島茂登 「ドイツにおける（NRW州及びBayern州）における特殊教育の動向」 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 世界の特殊教育（XⅦ）2003年
- 4) 當島茂登 ドイツにおける特殊教育の教育課程について 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 プロジェクト研究報告書「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」2004年
- 5) 當島茂登・笹本健 ドイツ・シュレスヴィヒ・ホルスタイン州における特別支援教育改革の取り組み 世界の特殊教育（XⅨ）2005年

